

## 目的

人為により意図的、非意図的に海外から導入される生物（外来生物）の増加により、生態系等に被害が生じ、我が国の生物多様性損失の大きな要因となっており、その被害を防止すること。

## 外来生物法 H17施行、H26改正

特定外来生物について、

- 飼養・輸入等の規制
- 国の防除、地方公共団体等の防除の支援

### 特定外来生物の新規指定

被害の未然防止の観点から随時指定

直近では令和2年9月にザリガニ等14種を新規に指定（規制は11月から）し、合計156種類

### 外来種被害防止行動計画

環境省、農林水産省、国土交通省

H27

我が国の外来種対策の中期的な総合戦略

### 生態系被害防止外来種リスト

環境省、農林水産省

H27

侵略性の高い外来種を科学的知見から選定

## 事業

### ○直轄事業

#### 1. 特定外来生物防除直轄事業

- ▶世界自然遺産候補地等の我が国の生物多様性保全重要地域における防除  
例①マングース（奄美大島・沖縄本島やんばる地域）
  - 奄美大島では平成12年約10,000頭→平成30年10頭以下と推定※平成30年5月以降は捕獲なし
  - やんばる地域では平成12年度から平成30年度までに約5700頭を捕獲※平成30年度は29頭捕獲
  - 希少種等の生息数回復を確認。マングースの減少による捕獲困難化を踏まえ防除手法を改良。

#### 2. 侵入初期外来生物・交雑種緊急防除事業

- ▶最も費用対効果の高い、国内（もしくは地域）侵入初期における緊急防除  
例②ヒアリ（全国の港湾等）、③ツマアカスズメバチ（対馬等）、④オオバナミズキンバイ（琵琶湖）

#### 3. 広域分布外来生物対策強化促進事業

- ▶効果的な防除技術の情報共有など、関係機関との連携強化等  
・例 各地方環境事務所と地方自治体等による外来生物対策に係る連絡会議を開催

### ○自治体支援

#### 4. 生物多様性保全推進支援事業

- ▶生物多様性保全推進支援事業により、自治体の外来種対策を支援

## 注目度の高い外来種

①



マングース

ヤンバルクイナ等の希少種を捕食。防除事業を継続的に実施し、生息密度が減少してきている。

②



ヒアリ

平成29年6月に国内初確認。全国の港湾等での調査・防除を実施。

③



ツマアカスズメバチ

対馬のみで定着。対馬における防除及び九州・中国・四国地方の港湾において監視モニタリングを実施。

④



オオバナミズキンバイ

琵琶湖で大量発生。湖面を覆うように生育。滋賀県、環境省等による防除を実施。

# ヒアリ対策について

○平成29年6月に国内で初確認されて以降、**59事例**が報告（令和2年9月30日現在）

※令和2年度は**11事例**

○確認できた個体はすべて駆除し、ヒアリの定着を示す状況は確認されていない

【令和元年10月 **東京港青海ふ頭で多数の女王アリ**を確認】

○10月21日、**ヒアリ対策関係閣僚会議**が開催。緊急対応の具体的な内容を申合せ

○以下の**緊急対応を実施**

- ・青海ふ頭：コンテナヤード全域での殺虫餌の面的散布
- ・青海ふ頭周辺：港湾施設、公園、学校、商業施設等における確認調査
- ・全国の港湾：定期調査の実施状況を確認の上、54港湾で追加調査
- ・関係事業者や周辺住民等への周知、港湾関係者向け講習会

**令和2年度も政府一丸となって対策を徹底（令和2年5月8日関係省庁会議確認）**



**定着防止に  
最大限の取組**

## ヒアリとは

- ・南米原産。体長は2.5～6mm。刺されると焼けるような激しい痛み。体質によっては、アレルギー反応により死に至ることも。
- ・外来生物法に基づく特定外来生物に指定されており、生態系、農林水産業、人体への被害が懸念されている。
- ・開けた場所を好み、公園、緑地、水辺、畑地などに巣を作る。定着すると、お花見や花火大会など公園や河川敷などでの季節の楽しみを安心して行えなくなるおそれ。
- ・海外では、耕作者への直接的被害のほか、農作物をかじって品質や収量を低下させる、家畜を襲う等の被害がある。

## 主な対策内容

### ○水際対策の徹底

- ・東京港での徹底した防除・調査の継続
- ・ヒアリ確認地点での殺虫処理と確認調査
- ・全国65港湾、31空港での定期的な確認調査

### ○関係機関・関係者との連携

- ・自治体向けのマニュアルの更新・周知
- ・輸入事業者向けコンテナ等の点検の協力依頼
- ・HPやパンフレットの活用
- ・チャットボットを活用したヒアリ相談受付

### ○継続的な対策強化の検討

- ・新規技術の導入による港湾管理や調査手法の向上
- ・中国等との国際的な連携・協議を継続
- ・コンテナ清浄化等の技術の実用可能性を検討



# 外来ザリガニ類の新規規制について

令和2年11月2日から規制スタート

## 外来ザリガニを川や池に放さないで!

外来生物法に基づき、特定外来生物に指定され、**飼育、運搬、販売、譲渡、野外に放つことなどが規制されます。**

**規制対象のザリガニ** アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) を除く 全ての外来ザリガニ※が規制対象です。

※ ザリガニ科、アメリカザリガニ科、アジアザリガニ科、ミナミザリガニ科



ミステリークレイフィッシュ (マブルクレイフィッシュ)



リストクレイフィッシュ



テキサスドワーフザリガニ

※アメリカザリガニ (改良品種を含む) は規制対象外のため申請する必要はありません。

規制開始前からの飼育個体については、許可を受けて飼い続けることができます。

手続きについては裏面をご覧ください

### 【特定外来生物への指定理由】

- 水草の切断や水生動物植物の摂食による水生生物群集への影響
- ザリガニベスト (アファノマイセス菌) や白斑病の運搬による、日本固有の絶滅危惧種のニホンザリガニ (*Cambaroides japonicus*) やその他エビ目への影響
- すみかやエサなどの競合によるニホンザリガニへの影響

水草・食虫植物である **和名:エフクレタヌキモ** ▶  
しばしば「インフラータ」として栽培されています。  
**タヌキモ属3種も新たな規制対象です。**

*Utricularia cf. platensis* ※ 野外で定着・生育している湖沼があります採取等をしないでください。  
*Utricularia inflata*  
*Utricularia platensis*

●上記3種以外のタヌキモ属は規制対象外です。



(一財)自然環境研究センター

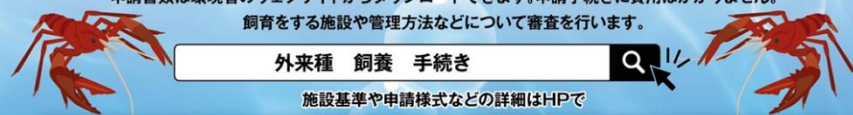
## アメリカザリガニを除く 現在、外来ザリガニを飼育している方へ

規制開始後も許可を受けることで、飼い続けることができます。

許可対象となるのは、既に飼育している個体に限ります。繁殖させることはできません。決して川や池に放さず、寿命を迎えるまで大切に飼育してください。

許可の申請には期限があります (規制開始から6カ月以内) → 令和3年5月1日まで。

申請書類は環境省のウェブサイトからダウンロードできます。申請手続きに費用はかかりません。飼育をする施設や管理方法などについて審査を行います。



施設基準や申請様式などの詳細はHPで

特定外来生物を、許可を受けずに飼育したり他人に譲渡することはできません。また、飼えなくなったからといって、野外 (川や池) に放すことは絶対におやめください。許可申請後に新たに生まれた個体の飼育はできません。繁殖はさせないでください。

**違反した場合** 個人▶300万円以下の罰金または3年以下の懲役  
法人▶1億円以下の罰金

アメリカザリガニ (*Procambarus clarkii*) は規制対象外です。



販売名  
レッドザリガニ、オレンジザリガニ、スーパーレッド、ブルーザリガニ、コバルトクラーク、ナイトメアゴースト、ホワイトザリガニ、シザー、ゴールデンキング、ゴースト (ジャパンゴースト)、タイゴースト、など  
(注) 品種改良により、多くの販売名があります

申請必要

規制される主な外来ザリガニ (アメリカザリガニ以外の全ての種)



販売名  
ミステリークレイフィッシュ、フロリダブルー (フロリダハマー、アレニー)、フォーミス、バスキューザ、エノプロスターナム、メキシカンドワーフ、など

許可申請に関するお問い合わせはお住まいの地域を管轄する地方環境事務所までお願いします。

【地方環境事務所等一覧】

<http://www.env.go.jp/nature/intro/reo.html>



アメリカザリガニも、生態系に悪影響を及ぼす外来種です。生態系被害防止外来種リストの「緊急対策外来種」に選定されているほか、日本生態学会による「日本の侵略的外来種ワースト100」にも選定されています。

NG!

野外に放さないでください!

